	十成27年度 光に火告に関する中に入れ事項(0月0日)ならいに回告		
	申し入れの内容	回答	
1	本日発生した凍土遮水壁設置工事における工事車両での死亡事故については、事故の原因調査を早急に実施するとともに、その調査結果を踏まえた再発防止を講じ、作業員の安全確保に万全を期すこと。	当社として発災の元請会社から情報を得ながら、その事実に基づき共同で原因究明を おこない対策を講じるとともに、1 Fで従事する他の企業にも対策が確実に水平展開される活動を実施することにより、作業員の方々の安全の確保を図ってまいります。 今回の災害に鑑みて、事故発生翌日の8月9日には直ちに発電所長から所員、構内で働く全ての元請会社に対して、本作業前後の準備・片付けにおいても重大災害が発生すること、安全区画・監視・役割の明確化・危険予知の重要性などを旨とする所長メッセージを発信しました。 現在、発電所全体で、事故事例検討会・重機総点検を実施し、安全確認をすすめています。	
		 今回の事故原因の調査内容は以下のとおりです。 ・元請会社はバキュームタンクの蓋の開閉操作をする場合は、安全管理の面から監視役と操作役の2名以上で実施するよう指示しており、当日も指示通り行われていた。被災者と共同作業者の組み合わせで当該バキューム車を半年以上運転操作しており、相当の経験を有していたと考えられる。 ・被災者は監視役、共同作業者は操作役で、それぞれ位置についてから、共同作業者から、蓋閉操作開始してよいか尋ねられた被災者は、声と手をあげることで了解の合図をした。この時点で被災者は共同作業者から視認できる位置にいた。 ・共同作業者はタンク蓋閉操作を開始した時点から、油圧シリンダーの動きを確認しようと、そちらに気を配っていたため、その後の被災者の行動は認識できていない。蓋を予定の位置まで閉じる間に被災者は何らかの理由で閉じるタンク蓋の間に挟まれたことになる。 ・これまでの同班の危険予知活動では、「蓋挟まれ」のリスクは10回程度取り上げられており、対策として「合図確認後の操作」となっていた。その点からはリスク対策を遵守していたと考えられる。但し、当日も危険予知活動は実施していたが、当日はタンク蓋に挟まれるリスクはあげられていなかった。 	
2	また、現在行われている全ての作業における安全対策について、今回の事故を踏まえた検証を行い、必要な見直しや強化を行うこと。	今年1月に発生した死亡災害をふまえて安全総点検を行い、危険箇所の洗い出しと対策を行い、また全作業員に対し事例検討を実施した上で現場作業に当たっていただくよう取り組んでいるところでありますが、今回の挟まれ災害をふまえ、元請企業各社には重機総点検を実施して頂き、挟まれリスクのある個所の抽出と対策実施などを確認し、当社がその結果を確認してから作業に当たることとします。また、当社工事監理員、元請企業各社を含む全作業員に対して、本災害に加えて過去の類似災害も参考に災害事例検討会を実施して頂き、同種の災害の未然防止を図ると共に、危険予知活動の有効性を高めてまいります。	

ſ	申し入れの内容	回答
	関係事業者と一体となって、熱中症対策をはじめとする適切な作業環境の確保や、作業開始前における手順確認の励行など作業における基本的な安全確保対策を徹底すること。	今年度は酷暑シーズン前に熱中症防止に関する統一ルールを前倒して適用してまいりましたが、今期中に発生した熱中症発症要因をふまえて、統一ルールの改善も実施しており、さらなる熱中症の発生防止に努めているところです。 1月に発生した死亡災害を受けた安全総点検以降も継続して点検を実施しており、危険体感施設の設置・運用や、安全に関する専門家の指導を仰ぎながら、引き続き作業前の手順の確認やリスクを具体的に抽出した模範的なTBM-KY、作業後TBM実施の励行などについて当社と元請企業各社と共同で安全活動計画を立案し実施してまいります。 また、労働環境に関しましては、ノーマスクエリアの拡大、移動式休憩所の設置に取組むとともに、大型休憩所を設置するなど、現場で働く作業員の方に安全に働いていただけるよう、引き続き作業環境改善に努めてまいります。